

4 議事録

- 教育部次長 それでは時間となりましたので、本日の定例会を始めさせていただきます。まず、ご報告がございます。本日、教育長が体調不良のため欠席となりました。それに伴いまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の規定に基づきまして、教育長の職務代理者として指名されております川畑委員に職務を代理していただきます。
- それぞれ本日の議事につきましては、川畑委員に議長としてお願いしてありますので、ご承知くださるようお願いいたします。
- また、塚田教育部長と留野保健体育課長も体調不良のため、本日欠席しております。
- それでは、ただいまから令和4年第8回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、議案が2件でございます。委員の皆様どうぞよろしくお申し上げます。これ以降の議事進行につきましては、川畑委員(職務代理者)をお願いいたします。
- 職務代理者 それでは、会議に入ります。本会議は、公開を原則としております。本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 職務代理者 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 職務代理者 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてでございます。委員の皆様方から、何かご報告がありましたらお願いいたします。
- 委員 おはようございます。7月25日、市町村教育委員会の教育委員研修会に行かせていただきました。県教委の本年度の取組などの説明がありました。最後に特別支援教育の推進について特別支援教育室による説明などがありました。その後、各市町村における取組状況について、いくつかの市町村から発表がありました。この会に出席する前に、始良市の取組状況や課題についても事前に勉強会を開いていただいて、とてもありがたかったです。ありがとうございました。

7月28日、始良市小学校水泳記録会が行われました。昨年同様、各学校6年生のみで競技が行われました。新記録も1つ出ました。暑さの厳しい中、一生懸命に自分の記録とチャレンジしている子どもたちにとっても感動しました。

8月6日、本年度転入された校長先生方から学校経営についてのヒアリングが実施され、出席いたしました。これまでの学校経営状況や課題等が話し合われました。とても充実した話し合いになりました。以上です。

職務代理者 ほかにございませんか。なければ「委員及び教育長の報告」を終わります。つづきまして日程第3、議案第22号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (国体推進課長) おはようございます。本日、保健体育課長が欠席となりましたので、私が代わりに説明いたします。
議案第22号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」について、資料1ページをお開きください。
始良市スポーツ推進審議会につきましては、本市のスポーツ推進に関する事項について調査審議するため、始良市スポーツ推進審議会条例に基づき設置されているものです。
委嘱する委員は、スポーツに関し専門的知識を有している方など9名を委嘱しており、任期は委嘱の日から令和5年3月31日まででございます。
資料2ページの委員名簿をご覧ください。今回は人事異動に伴い、前任者の残任期間を委嘱するもので、小体連会長及び中学校代表の2名を新たに委嘱しようとするものです。
今年度の審議会では、主に平成30年3月に策定した始良市スポーツ推進計画の効果検証と第2期始良市スポーツ推進計画の策定について審議していただく予定としております。以上で説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑はございませんでしょうか。

委員 保健体育課長がお休みということですが、ちょっとお聞きしたいことがあります。審議会は年に何回行われるのでしょうか。それから以前もいろいろな条例等の中で、書面による審議についての条項を入れました。次の議案の学校教育施設に関する要綱の方にもその条項が入っていますが、こちらの方は入れなくてもよろしいのですか。まだコロナ禍の中であっていろいろな状況が考えられると思うものですから。

事務局 (国体推進課長) 審議会の回数についてですが、近々、8月29日に第1回目の会が行われる予定でございます。それ以降の開催については、保健体育課の方でお答えさせていただければと思います。

(教育総務課長) 保健体育課長が欠席しておりますので、この質問についてはまた改めてお答えさせていただきますのでご勘弁いただきたいと思います。

委員 はい、わかりました。

職務代理者 ほかにございませんか。なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第22号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第22号は可決されました。
次に日程第4、議案第23号「始良市学校教育施設整備等検討委員会要綱の制定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 資料の4ページをお開きください。
「始良市学校教育施設整備等検討委員会要綱の制定に関する件」について説明いたします。

令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、バリアフリー化を義務付ける「特別特定建築物」に小学校や中学校が位置付けられております。令和3年4月以降に新築等される公立小中学校については、改正後の法令への対応が必要になっております。既存の当該建築物についても、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられておりまして、バリアフリー法の附帯決議において、既存の公立小中学校であっても、バリアフリー化に関する整備目標を示し、整備の推進を図ることとされております。

教育総務課では、学校施設のバリアフリー化整備計画を本年度中に策定し、令和7年度を目途とした環境整備を進めたいとしているところで、先の6月市議会定例会においてバリアフリー化整備計画策定支援業務委託料の補正予算を議決いただいております。このバリアフリー化整備計画では、厳しい財政状況下においても、効果的、かつ、合理的な環境整備を進めるために、重点的・優先的に対応すべき施設・設備の「判断基準」を定め、適

切な整備目標を定めます。市民に対しては、学校施設のバリアフリー化に向けて市が目指す姿を示すものとなります。

この「バリアフリー化整備推進計画書」に盛り込む具体的な項目としましては、1. バリアフリー化の対象箇所の調査・工事規模（費用・期間）、2. バリアフリー化の推進方針や優先順位、3. 施設利用・災害等避難所とした視点による整備内容、4. 新築・既存施設バリアフリー化改修基準（トイレ・通路・階段など）、5. 地域拠点とした視点による整備内容の5つを考えています。

これらに関して、行政側の作り手の視点だけではなくて、不足しがちな視点や、地域との連携や市民生活の拠点とした役割に関する意見、通学路の安全確保や地域活動やスポーツ活動の拠点とした役割に関する意見、児童生徒の保護者の意見、学校施設管理者及び特別支援教員の意見を集約するための「委員会」を設置したいと考えています。

資料の5ページに、その要綱の案を記載しております。この要綱の所掌事務は、「学校教育施設の整備計画に関すること。」としております。

委員会を構成する委員につきましては、第3条で、地域社会及び地域組織等の代表、保護者の代表、教職員の代表とし、10人以内で組織したいと考えております。

また、各学校の個別具体の審議では、第6条第5項の「委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。」という規定を適用しまして、防災・減災の視点や総合計画などの市の上位計画との整合などを図るために庁内関係部門の職員などに必要に応じて参加していただこうと考えています。

なお、この要綱の施行日につきましては、まだ検討中ではありますが、本日、本議案をお認めいただきましたら、速やかに告示できるよう手続を進めたいと考えています。説明は、以上であります。

職務代理者 以上で事務局の説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 補足資料で、長寿命化の工事完了が令和10年度になっておりますよね。一応そこまでが期限という形になりますか。それとも継続的にやりますか。

事務局 (教育総務課長) バリアフリー化計画は本年度作って、来年度実際の設計をしまして、工事自体は令和6、7年度に実施することを目標として取組むと考えております。予算の関係で8年度、9年度となるかもしれませんが、国の補助率が高いのは令和7年度までです。国は7年度までに実施すれば、補助率を上げますというようなことで、市町村の方には通知が来ているところで

す。

委員 施設のバリアフリー化に関しては令和7年度までに実施すればということですね。この補足資料に、長寿命化の方が令和10年度を目標にされているんですけど、そちらの方は、国からの補助金とかは出ないのですか。

事務局 (教育総務課長)10年度を目標というのは、重富小学校のことです。長寿命化計画の中では、11年度から新しい校舎にしたいということで一旦計画をしているところです。9、10年度で整備をする場合、そこではバリアフリー化に関しては、通常の補助率になります。他のバリアフリー化以外のところについての補助率と同率になるものと考えております。

委員 ありがとうございます。

職務代理者 ほかにございませんか。

委員 学校教育施設整備等検討委員会要綱について、5ページの第6条「委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が定められていない場合は、教育長が招集する。」とあります。先ほどのスポーツ推進審議会条例は、資料3ページの附則2に、「第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、教育委員会が会議を招集する。」とありますが、会長や委員長が定められていない場合に招集するのは、教育委員会だったり、教育長だったりと変わってくるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)例えば第1回目の時は、まだ委員長をどなたにするかということは互選して決めますので、委員長が不在、議長も当然いないわけです。そういった場合は、教育長もしくは教育委員会が委嘱するということです。前回の定例会の中でも、委員長と教育委員会という組織で招集するものか、教育長で招集するものかというのは、実はまだどちらが正なのか整理されてないところもございます。ゆくゆくは教育長が招集するということに整理されていくとは思いますが、まだ整理がされないところで、違いがでてきているところです。

委員 始良市内の中での整理ですか。

事務局 (教育総務課長)そうです。最近は「教育長」で整理しようとするのが主流のところもありますが、どちらが正しいのか、まだ明確に決められない市町村が多くて、引き続き継続して然るべき時に合わせることになるのかなと思っ

ているところです。

委員 ありがとうございます。

職務代理者 教育委員会制度の改正があって、以前は教育長含めて5人の教育委員がおり、その代表者に教育委員長がいました。そこが動くためには誰が責任をもつのか、教育委員長なのか教育長なのかということで、動きがはっきりわからないという課題がありました。

それで新教育委員会制度になり、教育委員長を置かずに教育長が代表者となり、責任体制をはっきりさせた上で、動きがスムーズになるようにという改革があったわけです。

教育委員会がするというのと教育長がするというのでは、スピード感があるのは教育長ですが、それを最終的に決めるのは教育委員会ですよ。

そこ辺りが、どっちがどっちというすみ分けがうまくいっていないんじゃないかと思います。あるものについては教育長の判断で進めていくことができるものもあれば、あるものについては教育委員会が設置しなければならないというものもあると思います。どこがどうと私もはっきりとはわかりませんが、今そういう現状だと思います。

委員 ありがとうございます。

職務代理者 ほかに何かございませんか。

私から、今、バリアフリー化ということと長寿命化ということがあります。以前、内部職員で構成する長寿命化計画等検討委員会がありました。その内部の委員の方々がこの学校教育施設整備等検討委員会との関わり方というか関係はあるのか。どう捉えたらよいのでしょうか。

事務局 (教育総務課)事務局としては、学校教育施設整備等検討委員会の方に集約していきたいというふうに考えています。以上です。

委員 それともう一つ、バリアフリー化というものもあるのですが、具体的には検討委員会の方でここはこんなふうにと決められていくのでしょうか、今で予想されるようなバリアフリー化というのは、具体的にはどんなことが考えられるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)足の不自由な方、車いすで過ごされる児童・生徒がいる場合は、国としてはエレベーターの設置が望ましいとしています。

あと、広さ1.5メートル以上のいわゆる多目的トイレですね。出入り口につ

いては、必ず車いすが通れるように 0.8メートル以上の確保やスロープの取り付け、それから、校舎内にエレベーターはこっちですよ、トイレはこっちですよというような標識の設置。これも J I S規格に応じた案内板で、経路を示したもので、校門から主要な教室やトイレなどを示すものです。

それから、視覚障がい者の誘導用のブロックの設置、廊下については、幅が 1.4メートル以上、50メートルおきに車いすが回転できるようなスペースの設置、階段については幅が必ず 1.2メートル以上、蹴上高が 18センチ以下、路面が 26センチ以上、手すりなどの設置、まわり階段は禁止するとか、屋内の勾配については、12分の1以下、屋外については 20分の1、20メートル行って1メートル下がるといった勾配、12メートル行って1メートル下がる程度の勾配、高さが 75センチ以内に 1.5メートル以内の踊り場の設置、それから手すりの起点と終点に平坦な部分の設置、校内の敷地の通路の幅は 1.4メートル以上とするようになど示されています。このような基準に基づいた整備をしようとした時になかなか現実的ではないところもあります。エレベーターになると、場合によっては建物自体の耐震度を再度改めて調査してから、それを設置できるのかどうかというのも設計上の問題も出てくるのですけれども、そういった基準があります。

どれだけできるかというのを検討委員会の中で、先ほど申し上げた優先順位や基準を決めていくことになっていきますが、具体的に示されているものをどこまでできるかがなかなか難しいところです。以上です。

職務代理者 はい、わかりました。
ほかにございませんか。なければ質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 23 号は事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第 23 号「始良市学校教育施設整備等検討委員会要綱の制定に関する件」は、事務局の提案とおとり可決することに決定いたしました。
次に日程第 5、事務連絡に入ります。委員の皆様何かありませんか。なければ、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局 (学校教育課長) 学校教育課から 2 件ご報告いたします。
まず 1 件目が、資料の退職内申書をご覧ください。小学校教諭が途中の教頭抜擢のために退職をするということです。この教諭が他市町小学校と書いてありますけれども、これは霧島市の小学校になります。教頭抜擢となってお

ります。当該小学校は、小中併設です。中学校の教頭も兼務することになっております。発令が8月29日です

本来であれば、事前に教育委員会にお諮りするという流れになるのですが、途中異動や途中抜擢の場合は、時間がないというところもございまして、そこを省略させていただいているところです。

これはまだ公表されておりませんし、本人への内示もされていない状況です。教育委員会内だけの情報ですので、他言無用でよろしくお願いいたします。異動の日程とかそういうこともまだ発表されておりませんので、この段階しかわからないことです。後任につきましては、期限付きの人を探して充てるかと思えます。

2つめのご報告です。3枚つづり令和4年度全国学力学習状況調査・都道府県別結果という資料です。

この令和4年度全国学力学習状況調査というのは、4月19日に全国一斉に行われまして、小学校6年生、中学校3年生が対象で行われた調査になります。学力調査につきましては結果が公表されておりますので、他府県と比べたものが1枚目に付けてあります。

ご覧のように小学校国語・算数・理科の3教科の調査でございましたが、3教科とも全国平均そして鹿児島県の平均を上まわっている状況です。ほぼトップの県と同等の結果となっております。

中学校につきましては、国語と理科につきましては小学校同様、良い結果が出ております。ただ数学につきましては、県の平均は上まわっているのですが、全国の平均には達していないというところです。全国の平均には太線を引いています。

それから2枚目につきましては、細かい数字で表した表になりますけれども、米印で昨年度の調査結果と比べてあります。昨年度は、国語と算数、国語と数学のみで理科はございませんでした。比較しますとだいたい同等か、数学はちょっと中学校が悪かったという結果になります。

3枚目につきましては、各小中学校の結果を一覧で示したものになります。一番左側が全体の受験者数です。この学校順は行政順で並べてあります。二列目から国・算数、国数理となっております。

上が小学校、下が中学校になっております。太線が全国の平均になります。成績の高い方から並べてあるということです。ご覧のような結果となっております。以上で報告終わります。

職務代理者 ほかにございませんか。

事務局 (教育総務課長)私の方から2点ございます。
ご存じの方もおられると思いますが、MBCニュースの中で旧統一教会の関

係する団体が参加するイベントについて始良市が後援しており、それを取り消したという報道が流れました。鹿児島市・始良市・霧島市が後援をされていて、それを取り消したのですけれども、ピースロードというイベントで、自転車で全国を回って日韓の友好を深めるものですが、主催者ではなくて、共催の中に旧統一教会の関係のある団体が入っていることが分かって取り消したということです。

その報道の中で、去年始良市は教育委員会で後援をしていたという報道がされています。ただこれは確認したところ、間違いです。去年も教育委員会ではなくて総務部総務課の方で後援をしていたようで、報道機関が出所を確認しないまま報道しているのかなということがございました。

今後の対策は、市長部局から市長も教育委員会も合わせた形で、こういったことが起こらないように対策をしていかなければいけないと考えているところです。ただ、今の後援申請の申請書では、主催者とその他の後援者を記入するようになっており、共催団体が分かりませんので、様式を改めて、共催の団体も記載していただくようにする。また、去年のポスターをサンプルとして出していただいて、また最新の出来上がったポスターを改めてまた提出をしてもらって、申請内容と違いがないかを確認するなど、市としてできる範囲の審査チェックをしていくよう、具体的には総務課の方と協議しながら市として統一した審査の在り方、様式のあり方を検討していこうとしているところがございますので、ご報告させていただきます。

もう一点は、先日ちょっとお話しましたが、教育委員の本年度の研修会について考えているところです。これについて本村の方で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(教育総務課管理係長) それでは、お配りしている資料をご覧ください。基本的には隔年で九州内と九州外の研修先を選定してきています。令和元年に福岡県と佐賀県に行ったのを最後に、令和2年度、令和3年度はコロナの関係で中止しております。本年度は、状況を見て研修に行きましょうという話になったと聞いております。これまでの実績を見ますと11月に行っていたり、1月に行っていたりするのですが、この時期をいつぐらいにしましょうかということと、研修内容はどのようなものがいいでしょうかということ、それから研修場所は予算の関係で今年は九州管内1泊2日で公用車でということになるのですが、場所はどこがいいでしょうかということを委員の皆様にお考えいただきたいなと思って今回、お時間をいただきました。

参加者は教育委員の方4名と事務局職員が3名随行で行く予定にしております。今ここですぐにはというわけにはいかないでしょうが、質問やご意見があればいただきたいと思っております。

委員

11月は、移転がちょうどピークに達する頃ですので、できれば1月にして

いただいた方がありがたいかなとは思っているのですが、私的なことなので、皆さんが11月がよいということであれば仕方ないのですが。

委員 これは、日帰り研修も視野には入るのですか。

事務局 予算では1泊2日分ありますので、日帰りも大丈夫かと思えます。

職務代理者 それでは、この会終了後に、再度協議をしましょう。ほかにございませんか。

委員 1点お聞きしたいのですが、今日の南日本新聞で曾於市の小学校で校長先生が芝刈り中にイチョウの木の枝が落ちてきて亡くなられたということがありました。学校にはセンダンとかイチョウとか大きな木が、古い学校とかには多いと思うのですが、危険度調査とかをされる予定はないのですか。

事務局 (教育総務課長)今時点で、予算上の話で言えば、そういった調査費用を持っていないところです。ただ日々、学校長から危険があるとの連絡があれば、維持管理費を持っていますので、その中で対応をしています。例えば、竜門小であれば大きなイチョウの木が100年経っているそうなんですけれども、枝木が階段のところにかかってきているので、今年中に切る予定にしています。一番身近にいらっしゃる校長・教頭先生からの話を聞いて個別に判断をしているところであります。基本的には切りたいのですけれども、全部切ってしまうのもというのもありますし、歴史が長い学校になると思い入れがあったり、何か記念樹であったりする場合があります。そこを調べた上で整備しないといけないというものあって、それがちゃんと業務として組み込まれて今やっているかということ、連絡があった際に都度考えて対応しているというところですね。

委員 ですから、今回こういうことがあったので、各学校にそういう木の危険度がないか、多分、目視確認しかできないでしょうけど、目視確認だけでもするようにと委員会から依頼してもらえればと思います。

事務局 (教育総務課長)そのように通知したいと考えております。

職務代理者 よろしくお願ひします。ほかにありますか。
最後に行事予定の確認を行います。

事務局 (各課より順次説明)

職務代理者 ただいま行事の説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございませんか。なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

職務代理者 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和4年第8回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。